



世帯構造や意識の変化から生じる、 今後の高齢時介護などの課題と 解決策について考える

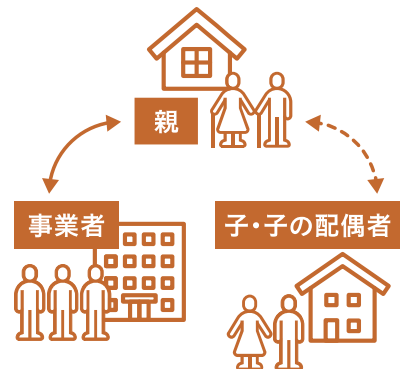
MUFG相続研究所 首席研究員 ここに 小谷 こういち 亨一

1. この20年で日本における主な介護者の属性には大きな変化がおきています

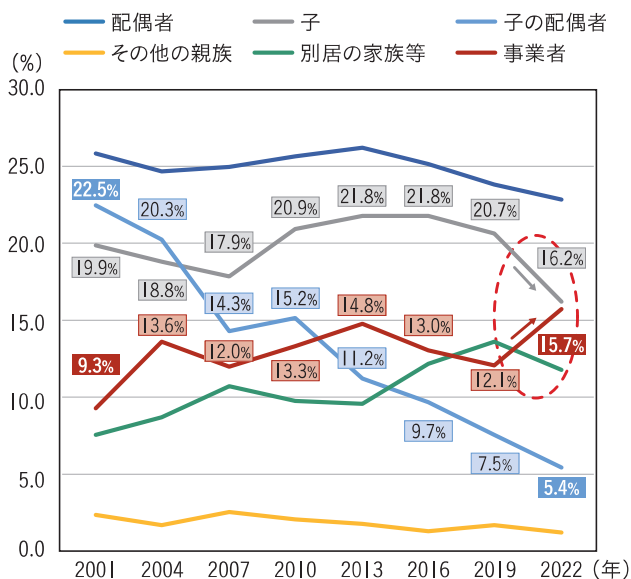
下記の【表1】をご覧ください(表1・2の出典:国民生活基礎調査)。この20年で22.5%から5.4%まで比率を下げた主な介護者属性は「子どもの配偶者」で約4分の1まで低下しています。【表2】と併せてみますと、3世代世帯が同時期の20年で32.5%から10.9%と3分の1と低下しており、介護者属性と世帯構造の変化には深い関係があるように見えます。また、その他の原因として生活様式や意識の変化、例えば夫婦共働き世帯の増加や親の意識として「子どもに負担を掛けたくない」という変化なども主な介護者の変動に影響していると考えられます。

戦後の日本では核家族化が進み、親子別居の生活スタイルが進む中で、近年の長寿化・少子化も加わり、生活様式が多様化し、同居している子の配偶者が介護をするという従来型の家族介護の仕組みは、息子介護者や未婚の子どもによる介護、別居家族による介護の増加へとシフトしています。

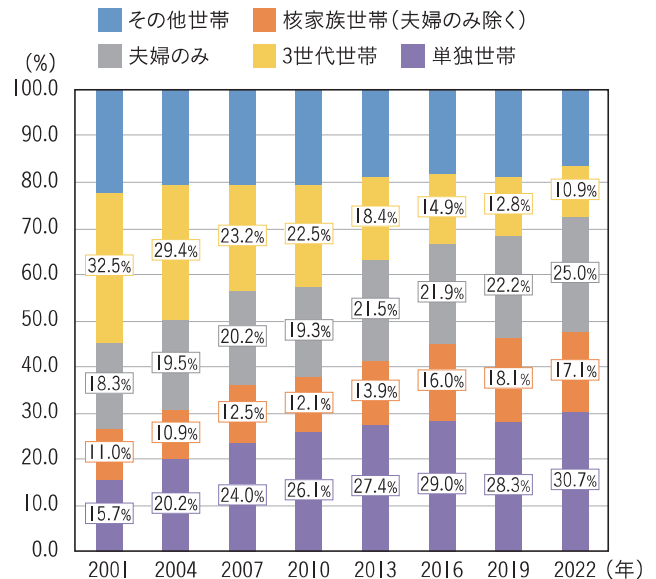
(参考:「在宅介護における家族介護者の負担感規定要因」社会保障研究2021, vol.6,no.1,pp.33-44. 涌井智子)



【表1】主な介護者の属性の変化



【表2】介護者等のいる世帯



次ページへつづく▶

また、このような変化の中で【表1】の2019年から2022年(赤丸内)までの3年間では、介護者の属性において事業者の比率が上昇し、逆に子どもや別居の家族等の比率が減少しています。この傾向は、従来の主な介護者は家族であるとの考えから、事業者等を活用した介護が進んでいるようにも見え、今後このような傾向が進んでいくと予想しています。

一方、このような変化が今後進むとすると、以前は同居かつ家にいた家族により把握されていた本人の機能低下の状況などが、働きに出たり、別居していることなどから、本人と過ごす時間が減少するため、本人の状況変化や考えを把握することが従来に比べ難しくなると想定されます。

加えて、現状多くの高齢者は機能低下時にどのようなサービスや担い手の選択肢があるかの知識が十分と言えない実態があり、この知識不足は、子どもの負担になりたくないと考えた親にとって「子どもにどのように相談したらよいかわからない」ことに繋がり、「悩むものの何もできない」という悪循環を引き起こすことになると思います。



このような事態は、すでに被介護者が家族介護者等に自分の終末期医療の話などができていない実態から、「人生の最終段階をどのように迎えたいかを早いうちから考え、家族などと思いを共有していくこと」が重要としてACP(アドバンス・ケア・プランニング)の推進が行われているものの、思うように進んでいないことにも通じているのではないのでしょうか。

(参考)米国で学び、働く!あめいろぐ便り for Nurse「アメリカでなぜACPが普及しているのか」ラブレツィオーサ伸子

2.課題解決に向けて

介護者の構造変化が起き家族との相談がより難しい環境となり、加えて判断に必要な正しい知識の欠如は、それでなくとも自分の機能低下の話には触れたくないものであり、結果先送りに繋がります。

本来、地域包括支援センターなど専門家に相談することが、早道ではありますが、相談に行くためには覚悟が必要なことから、「そのうちに」と考えて活用は限定的となりがちです。

今後主な介護者が家族から事業者などに変化していくことを前提とすると、事業者利用にあたり、ある程度の知識や気軽にアドバイスをもらえる専門家の存在が重要になると考えます。実は、この生から死に向かう間のさまざまな事項に関しては、傾向と対策は似ていると思います。相続もその一例です。



ここで社会全体として比較的上手に推進を行っている例として、米国を取り上げてみると、前記のACPの普及には看護師がさまざまな場面で通院してくる高齢者などに情報提供を行っていると言われています。また、相続に関しても相続手続きはとても大変であることを様々な媒体を通じて情報が発信されており、遺言利用が若年世代から進んでいます。子どもの出産時に病院の看護師から母親に遺言の作成を促したりすることなどは日本では考えられません。

ここでのポイントは、米国では考えるきっかけを作るためのポイント(エントリーポイント)が多く設けられており、ある米国の弁護士から日本ではエントリーポイントが少ないことが、例えば相続に関しての正しい知識が不足している一つの原因との意見もあります。

確かに日本でこのような社会的な取組みは道半ばですが、最近では民間企業などが認知症バリアフリー宣言を行うなど身近なパートナーとなる取組に力を入れ始めています。このような取組みは、日常生活において身近で信頼できる企業が、相談しやすいパートナーとしての機能を持つことを表しており、主な介護者の構造変化に対応していくための一つの方方向性を示していると考えます。

その中、高齢者の機能低下時の金銭管理は大きな課題の一つであり、身近な相談者としての金融機関の果たす役割は大きく、例えば、高齢者の緊急入院時の病院への払出に関し、本人の払出対応が難しい場合について、事前に本人と金融機関で取り決めができるよう約款等に明記し本人が備えられるようにすることや金融機関が機能低下前の段階で「介護等加齢が及ぼす影響」や「その解決方法のヒント」などの知識を提供することで、取得した知識に基づき元気な時から家族と相談することが可能となると考えます。この場合、子どもなど相談を受ける側も、元気だから心配ないと先送りにせず、真剣に向き合い専門家を介在させることも重要となります。



2024年9月13日に「高齢社会対策大綱」が発表されました。この中では、重層的支援体制整備事業の支援会議の枠組みに必要な応じて金融機関の参加を促進する。また、地域の社会資源を組み合わせた包括的支援のコーディネート等により、単独世帯等の支援の充実を図ると記載されており、今後さまざまな形でエントリーポイントが増えることが期待されます。